

【問題6】 (2023年5月 問10)チェック欄 ☐☐☐☐☐

保険契約者保護機構に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 国内で事業を行うJA共済等の各種共済、少額短期保険業者は、募集する共済等の種類に応じて生命保険契約者保護機構または損害保険契約者保護機構に加入しなければならない。
2. 生命保険契約者保護機構による補償の対象となる生命保険契約のうち、年金原資が保証されている変額個人年金保険については、高予定利率契約を除き、生命保険会社破綻時の年金原資保証額の90%まで補償される。
3. 損害保険契約者保護機構による補償の対象となる損害保険契約のうち、任意加入の自動車保険については、損害保険会社破綻後3カ月以内に保険事故が発生した場合、支払われるべき保険金の全額が補償される。
4. 損害保険契約者保護機構による補償の対象となる損害保険契約のうち、傷害保険や所得補償保険は、高予定利率契約を除き、損害保険会社破綻時の責任準備金等の80%まで補償される。

【問題7】 (2023年9月 問10)チェック欄 ☐☐☐☐☐

生命保険会社の健全性・収益性に関する指標等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 責任準備金の積立方式のうち、チルメル式では、事業費を初年度に厚くし、初年度以降、一定の期間で償却すると想定し、責任準備金を計算する。
2. 基礎利益は、保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であり、経常利益に有価証券売却損益等の「キャピタル損益」を加えて、危険準備金繰入額等の「臨時損益」を除いて算出される。
3. EV（エンベディッド・バリュー）は、保険会社の企業価値を表す指標であり、貸借対照表などから計算される「修正純資産」と保有契約から将来生じる利益の現在価値である「保有契約価値」を合計して算出される。
4. 実質純資産額は、有価証券や有形固定資産の含み損益等を反映した時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出される。

【問題6】 正解 3

1. **不適切** 各種共済、少額短期保険業者は、保険契約者保護機構の加入の対象外である。
2. **不適切** 補償対象契約については、国内における元受保険契約で、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定部分以外について、破綻時点の責任準備金等の90%（高予定利率契約等を除く）まで補償される。年金原資が保証されている契約の年金原資保証額の90%までが補償されるわけではない。
3. **適切** 個人が締結した火災保険・賠償責任保険や、任意加入の自動車保険（契約者が個人であると法人であることを問わない）などについては、損害保険会社破綻後3カ月以内に保険事故が発生した場合、支払われるべき保険金の全額が補償される。
4. **不適切** 傷害保険や所得補償保険（契約者が個人であると法人であることを問わない）については、高予定利率契約を除き、損害保険会社破綻時の保険金の90%まで補償される。なお、高予定利率契約の場合、補償割合は90%から追加で引き下げられる。

【問題7】 正解 2

1. **適切** 責任準備金の積立方式であるチルメル式は、保険会社の事業費は、営業職員・代理店への報酬、保険証券の作成費用、医師への診査手数料などの経費の支払いによって契約初年度が多額になることを考慮し、初年度の事業費を厚くした上で、一定の期間で償却する方法である。
2. **不適切** 基礎利益は、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求める。
3. **適切** EV（エンベディット・バリュー）は、「修正純資産」と「保有契約価値」の合計で算出される。
4. **適切** 実質純資産額（実質資産負債差額）とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出されるもので、この値がマイナスとなった場合、金融庁による業務改善命令の対象となる指標の1つである。

【問題8】 (2024年9月 問10)チェック欄 ☐☐☐☐☐

生命保険会社の健全性・収益性に関する指標等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 基礎利益は、保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であり、経常利益に危険準備金繰入額等の「臨時損益」を加え、有価証券売却益等の「キャピタル損益」を除くことで算出される。
2. 保有契約高は、保険会社が事業年度末において保障する金額の合計額であり、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資の額と年金支払開始後契約の責任準備金の額の合計額となる。
3. ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が有する保険金等の支払余力を表す指標であり、この値が200%を下回った場合には、業務改善命令等の早期是正措置の対象となる。
4. 実質純資産額は、有価証券や有形固定資産の含み損益等を反映した時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出される。

【問題9】 (2024年9月 問9)チェック欄 ☐☐☐☐☐

保険法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 保険契約者または被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項について、自発的に判断して保険者に対して申告しなければならないとされている。
2. 生命保険契約において、保険金受取人は、保険契約者との信頼関係が損なわれるような重大な事由が生じた場合や親族関係が終了した場合に、保険契約者に対し、その保険契約を解除することを請求できるとされている。
3. 損害保険契約の締結時に保険金額が保険価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者は、原則として、その保険契約の全部について取り消すことができるとされている。
4. 保険契約者または被保険者の告知義務違反による保険者の保険契約の解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1カ月間行使しないとき、または保険契約の締結時から5年を経過したときに消滅するとされている。

【問題8】 正解 1

1. **不適切** 基礎利益は、経常利益から「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求める。
2. **適切** 保有契約高は、個人保険や団体保険は死亡保険金額の総合計額、個人年金保険は年金支払開始時の年金原資（年金支払開始前）および責任準備金（年金支払開始後）の合計額、団体年金保険は責任準備金の額として、これらを合計した金額である。
3. **適切** ソルベンシー・マージン比率は、通常の予測を超えて発生するリスクに対して、保険会社の保険金支払能力がどの程度確保されているのかを数値として表したものである。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回ると、金融庁は早期是正措置を命じることができる。
4. **適切** 実質純資産額（実質資産負債差額）とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出されるもので、この値がマイナスとなった場合、金融庁による業務改善命令の対象となる指標の1つである。

【問題9】 正解 4

1. **不適切** 保険契約者または被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項について、保険会社から告知を求められたものに対して正しい事実を告げなければならない（質問応答義務）。
2. **不適切** 生命保険契約において、被保険者は、保険契約者との信頼関係が損なわれるような重大な事由が生じた場合や親族関係が終了した場合に、保険契約者に対し、その保険契約を解除することを請求できる。
3. **不適切** 損害保険契約の締結時に保険金額が保険価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者は、原則として、その超過部分について取り消すことができる。
4. **適切** 告知義務違反による保険者の解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1カ月間行使しないとき、または、保険契約の締結の時から5年を経過したときに消滅する。